

## 組合員の給与に関する労働協約

国立大学法人熊本大学（以下「甲」という。）と熊本大学教職員組合（以下「乙」という。）は、労使関係に関する労働協約（平成16年8月4日締結）第11条に基づき、平成21年5月25日開催の団体交渉において、双方が同意した給与に関する事項に関し、次のとおり協定する。

### （適用範囲）

第1条 本協定は、乙の組合員に適用する。

### （平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当の凍結に関する確認）

第2条 甲は、平成21年6月期の一般職員の期末手当及び勤勉手当にあっては、期末手当1.4月分（国立大学法人熊本大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第39条第2項）、勤勉手当0.75月分（給与規則第40条第2項）であることを確認する。

乙は、そのうち期末手当0.15月分と勤勉手当0.05月分について、支給を暫定的に凍結することに同意する。

### （平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当の凍結分の取扱い）

第3条 甲は、平成21年6月期において、期末手当及び勤勉手当の支給月数を一部凍結した部分の取扱いについては、平成21年夏に予定されている人事院勧告を受けて、早期に乙と労使交渉を行い、決定するものとする。

### （平成21年度の期末手当及び勤勉手当の取扱い）

第4条 甲は、平成21年夏に予定されている人事院勧告において、平成21年度の期末手当及び勤勉手当の減額が勧告された場合には、減額分の使途について、乙に情報を提供し、労使交渉を行うものとする。

### （人事院勧告の取扱）

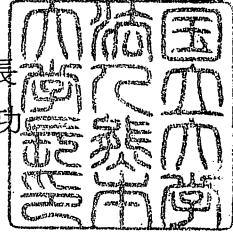
第5条 甲は、人事院勧告において、給与の増額勧告がなされた場合には、社会一般の情勢に配慮しつつ、その完全実施に向けて、最大限努力する。

(有効期限)

第6条 この協約の有効期限は締結の日から平成22年3月31日までとする。  
ただし、第5条については、期限満了の30日前までに甲・乙が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

平成21年5月28日

国立大学法人熊本大学長  
谷口 功



熊本大学教職員組合執行委員長  
市川 聡 夫

